

平成28年第9回玉名市農業委員会総会議事録

平成28年9月5日（月）午後2時 玉名市福祉センター 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	9番	荒木 享二
10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	13番	森川 正志
14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明
18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	21番	田上 一
22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正
26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男
30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和
34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子
38番	村端 一弘						

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

8番 松本 恒幸

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎
参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 57号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 58号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第 59号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第 60号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 61号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 62号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 22号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

1. 開 会

○事務局長（福田高広君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから始めさせていただきます。

委員総数38名中、本日は8番、松本委員さんから欠席の届けがあっており、37名の出席です。玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、平成28年第9回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 永田会長より御挨拶をいただきまして、会議規則第4条により議長をお願いし、議事進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。どうもお疲れさまです。

まず、台風12号、直撃を免れましてほっとしてるところでございますけれども、10号、11号、12号と立て続けに各地に甚大な被害を与えているようでございます。この被災に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

それでは、話はころっと変わりますけれども、皆さんもう新聞等で御承知のことだろうと思っておりますけれども、農事組合法人伊倉を設立されて、地域のリーダーとして一生懸命頑張ってくださいしております。組合長に、この農業委員の中から浦谷さんが組合長に就任されましたので、一応御紹介をいたしておきます。どうぞよろしくをお願いいたします。これからも地域のリーダーとしてひとつ頑張ってくださいと思います。

それから、最後の議案審議終了後ですね、その他の案件で農地中間管理機構より説明がありますので、ちょっとお時間を拝借したいと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、早速ではございますけれども議事に入りたいと思っております。

本日の議案は、議第57号より議第62号までの44件と、報告第22号、11件が提案されています。慎重なる御審議よろしくをお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 本日の議事録署名委員は、31番、永田委員と32番、出口委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第57号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○**事務局長（福田高広君）** 議第57号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成28年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田433㎡外1筆、計865㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

2番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田537㎡外4筆、計6,087㎡を弟へ贈与するものです。

3番、青野と福岡県八女市の申請人で、申請物件が青野の畑309㎡を相手方の要望と経営拡張による売買です。

4番、愛知県刈谷市と福岡県八女市の申請人で、申請物件が青野の畑991㎡を相手方の要望と経営拡張による売買です。

5番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田528㎡を労力不足と小作地取得による売買です。

6番、愛知県名古屋市と横島町の申請人で、申請物件が築地の畑856㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

7番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,828㎡を次のページの次の8番と交換するものです。

8番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,760㎡を前の7番と交換するものです。

9番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑344㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

10番、天水町の申請人で、申請物件が伊倉北方の田919㎡外2筆、計3,300㎡を子へ贈与するものです。

以上10件、合計16,868㎡を御提案申し上げます。農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域の関係も問題ないこと、下限面積要件もクリアしていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。

よろしくをお願いいたします。

○**議長（永田知博君）** はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので、受付番号1番より順次担当委員さんの説明をお願いいたします。

1 番、2 番は同一委員さんでございますので、続けてどうぞ。

○9 番（荒木亨二君） 9 番、荒木です。1 番、2 番について説明します。

1 番の件は、譲渡人は労働不足、譲受人は経営拡張のためのことです。何ら問題なく許可相当と判断しました。

2 番は兄弟で弟への贈与です。これも何なく問題ないと許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3 番、4 番も同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○13 番（森川正志君） はい、13 番、森川です。

この件はですね、譲渡人は兄弟、3 番と4 番ですね、それから、受け人が同一人物ですね、これも別に何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、5 番、6 番、7 番も同一委員さんのようですので、続けてお願いいたします。

○27 番（寺井廣喜君） 27 番、寺井です。5 番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は小作地の取得でございます。下限面積も満たしておりますので、何ら問題なく許可相当と判断します。

続きまして、6 番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張です。下限面積も満たしておりますので、許可相当と判断いたします。

続きまして、7 番と8 番は関連いたしておりますので一緒に説明いたします。

譲渡人と譲受人がそれぞれの農地を交換するというこの案件です。

両方とも面積要件も満たしております、何ら問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、今、8 番まで説明が終わりましたので、9 番、どうぞ。

○34 番（尾池秀實君） 34 番、尾池です。

9 番は、譲渡人はサラリーマンで、農地の管理に手が届かず労働不足、譲受人はミカン・トマトを作って頑張っている若手ですので、経営拡張で何ら問題はないと思われまます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、10 番、どうぞ。

○37 番（堀田昌子君） はい、37 番、堀田です。10 番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は親子関係です。一緒に仕事をしている子へ早めに贈与されるもので、特に問題はなく許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1 番から 10 番まで説明が終わりました。

皆さんより御意見、御質問がございましたらお受けしたいと思いますけれども、何かございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、森川さんどうぞ。

○13 番（森川正志君） あのですね、もう毎回、3 回ぐらい聞くかな、今度の私の案件の 3 番、4 番の方ですね、福岡県八女市の方、全然私らも知らんもんだけですね、連絡のひと言でも電話のあればと思います。今回もそぎゃん思いました。

○議長（永田知博君） 事務局どうですか。

○参事（西山美和君） 今回電話番号をですね、連絡先ということで一緒にお入れしとったからですね、（「こっちからせにゃんだったと」と呼ぶ者あり）よかったら聞いていただけると。一応農業委員さんには言っとってくださいねという指導はしてるんですけども、もしない場合はお願いします。（「これは代理人だろたい」と呼ぶ者あり）（「うん」と呼ぶ者あり）（「代理人ていうことは代書人使うでしようたい」と呼ぶ者あり）はい、代書人さんのほうにもはい。

○事務局長（福田高広君） 森川委員も今、わかっとなはるかど、今回からですね、代理人のところは、先月からありましたように、担当委員さんにだけは、その譲渡人の電話番号をつけた紙を渡すようにしておりますので、担当委員の方には入ったかと思えます。

○議長（永田知博君） 森川委員、いかがですか。よろしいですか。

ほかにはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に入りたいと思います。

議第 57 号、農地法第 3 条、農地の所有権移転許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第 57 号については、許可することに決定しました。

次に、議第 58 号、農地法第 3 条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第 58 号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法

第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、天水町と熊本市西区の申請人で、申請物件が天水町の畑2,651㎡を相手方の要望と経営拡張により、平成28年9月5日から17年間契約するものです。

以上1件、2,651㎡を提案申し上げております。農地法第3条第2項の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。

よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

説明が終わりました。

受付番号1番について、次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○31番（永田眞一君） はい、31番、永田です。1番の案件について説明いたします。

貸人と借人は親戚関係で、貸人は労力不足、借人は経営拡張と相手方の要望でもあり、また隣接地でもあり、何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

ただいま、1番について説明が終わりましたが、何か御質問、御意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、ないようでございますので、採決に移ります。

議第58号、農地法第3条農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

異議がないものと認め、議第58号については、許可することに決定しました。

次に、議第59号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第59号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成28年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岱明町の畑240㎡外4筆、計409㎡で、7月5日の総会で許可を受けたものですが、位置指定道路が必要であるため、通路部分を拡張するための事業計画変更でございます。

地元委員さんと同行のうえ現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○25番（田上敏正君） 田上です。この案件は備考欄にも記載されているように7月5日の総会で許可を得たものの、建築の段階で位置指定道路が必要であると指定されたそうです。きょうの第61号の8番とも関係しておりますが、132-13番地と14番地を生活位置指定道路に計画変更されるというから、何も問題はなく許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。

1番について、御意見、御質問はございませんでしょうか。（「はい、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 事務局に聞きたいんですが、もともとどこかの道路からちょっと中に入ったようなところを転用された物件ですかね、これは。

○事務局長（福田高広君） 7月にですね。

○18番（取本一則君） 7月に。

○事務局長（福田高広君） はい。

○18番（取本一則君） 元の市道なら市道に面してなくて、ちょっと奥に入ったところですか。

○事務局長（福田高広君） そうです、はい。（「そうです」と呼ぶ者あり）

○18番（取本一則君） そるけん、その奥に入るとそのつなぎの道路を位置指定しなさいという指導を受けたわけ。

○事務局長（福田高広君） そのとおりです、はい。

○18番（取本一則君） そうでしょう。

○事務局長（福田高広君） そのとおりです。

○18番（取本一則君） その土地の。

○事務局長（福田高広君） はい。一部を位置指定、はい。

○18番（取本一則君） きょう道路位置指定をしなさいというのは、この24㎡と2

0㎡の道路分の2筆というやつですね。

○事務局長（福田高広君） そのとおりです、はい。

○18番（取本一則君） はい、わかりました。

○議長（永田知博君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） ほかに御意見、御質問はないようでございますので、採決に移ります。

議第59号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第59号は、承認することに決定しました。

次に、議第60号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第60号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が小浜の田0.26㎡で、転用目的は営農型太陽光発電施設です。農地区分は第1種農地ですが、仮設工作物の設置のため行われるもので、運用措置により許可可能でございます。

以上1件、0.26㎡を提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査した結果、不都合のないものと判断したので提案しております。

地元委員さんと現地調査を行っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番について、担当委員の説明をお願いいたします。

○6番（横手良弘君） 6番、横手です。番号1について説明したいと思います。

申請人は農業を営んでおり、小浜の自己所有農地で、営農型太陽光発電設置をする計画です。営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立ててですね、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するものです。通常の太陽光発電設備との主な違いは、支柱を地面に打ち込むだけの簡易な構造である点です。

今回の計画において、太陽光パネルの下で栽培されるのは、榊という植物で、こ

の植物は日陰や水分を好むため、栽培するのに最適と考えて選定したとのこと。農振用区域ではありますが、営農を継続すること、転用面積が支柱部分のみであり、周囲の農地への影響も少ないことなどを勘案し、許可相当であると判断いたしました。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番について説明が終わりました。

御質問、御意見などありませんでしょうか。

はい、どうぞ、清田さん。

○3番（清田順次君） ちょっと質問しますけどね、0.26、支柱部分だけっていうと、これは地目変更とかそぎゃんとはしなはっとですかこれは。せんとですか、せんでよかったですか。

○事務局長（福田高広君） 一時転用ですので地目変更は関係ございません。

○3番（清田順次君） 関係なかと、わかりました。（「いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） これは場所はバッティングセンターの隣ですか。（「隣です、はい」と呼ぶ者あり）そのときな、あれだったけん機械も設置しとんなはったけん外して、これは転用でけんて、農振のかかっとるけんてけんということであつたけんがな、これはやっぱり営農型にしなはつたて思うとですよ、転用でけんなら。もう脚まで全部建つてしもうとつたですもんね、あのとき。（「パネルも・・・」と呼ぶ者あり）私も見ぎゃいっただつてんが。だけん、あそこの今の味千ラーメンの裏ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

営農型っていうと、今さつき委員さんが聞かれたように、転用、地目変更はせずに、下を、地面からどのくらいの高さにできるんですか、下に機械が結構入る、これは耕うん機ぐらい入るとですか。

○事務局長（福田高広君） トラクターが行き来できるように、パネルが勾配がつきますので。

○18番（取本一則君） そして光も結構下のほうに。

○事務局長（福田高広君） 光はあんまり入らん。

○18番（取本一則君） 普通、一般的なやつよりも結構入るというやつじゃないんですか。

○事務局長（福田高広君） 光ですか。

○18番（取本一則君） うん、太陽光が、ある程度勾配がきつかけん。

○事務局長（福田高広君） はい、少しは当たつてると思います。

○18番（取本一則君） そすとほんならこれでもう一応営農型だけけん転用は要らんと

いうことですかね。

○事務局長（福田高広君） はい、そのとおりです、はい。

○18番（取本一則君） 要らんけど4条にはかけてくださいというやつ。

○事務局長（福田高広君） はい。一時転用ですので、理由は転用ですから。

○18番（取本一則君） ちょっともう1ついいですか。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） これとは違いますがね、最近太陽光がいろいろ結構また出てきよるけど、最近は池の中になんか浮かべてあるていうともあつとでしょう。このあいだ農業新聞に載ってたじゃないですか、池の中にすっぽり浮かべてある太陽光発電のあつとでしょ。マイナス5度か10度ぐらいまでで、上は20何度ぐらいまでで発電するけん、あんまり気温の上がると発電せんということで、池は最適ということで、池に太陽光ば浮かべてある。ああいう場合は何もいらんとですかね。

○事務局長（福田高広君） 池・沼かなんかは農地ではございませんので。

○18番（取本一則君） 池・沼は農業用施設としては何も関係なか。（「はい」と呼ぶ者あり）農業用施設の溜め池とは関係ない。

○事務局長（福田高広君） 地目が何になつとるかですよね。池・沼かなんか。

○18番（取本一則君） そがんとの出ないとも限らんけんな。（雑談）（「山ん中ならあんまり発電せんとやなかつね」と呼ぶ者あり）そうですたい。私は読んだっだん。その太陽光の発電範囲はですね、下はマイナス5から上は20何度と、あんまり30何度に上がったらあんまり発電せんそうです、あんまり温度の上がると。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

いろいろ教えてもらいました。

ほかに何かありませんか。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようでございますので、1番に第60号、議第1番について採決に移ります。

議第60号、農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第60号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第61号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第61号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成28年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が松木の田397㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が中の畑360㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が立願寺の畑32㎡で、転用目的が駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

4番、申請物件が山田の畑431㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が大浜町の田523㎡で、転用目的は駐車場拡張です。農地区分は、概ね10ha以上の一連の団地で第1種農地と判断しております。第1種農地につきましては原則不許可でございますが、申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能でございます。

6番、申請物件が寺田の畑457㎡外3筆、計561.86㎡で、転用目的は個人住宅及び進入路です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が富尾の畑399㎡外1筆、計725㎡で、転用目的は修理車両及び資材置場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町の畑328㎡外4筆、計390.79㎡、転用目的は個人住宅及び進入路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が岱明町の畑112㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地で、第1種農地と判断しております。集落接続により許可可能でございます。

10番、申請物件が岱明町の畑14㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、概ね10ha以上の一連の農地で、第1種農地と判断しております。これも集落接続により例外的に許可可能でございます。

11番、申請物件が天水町の畑366㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、10ha以上の一連の農地で、第1種農地と判断しておりますが、集落接続により許可可能でございます。

以上11件、合計3,912.65㎡を提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないものと判断したので提案しております。地元委員さんと現地調査を行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

説明が終わりました。受付番号1番より担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） はい、3番、清田です。1番の案件について御説明いたします。

場所は松木地区のですね、玉名市の浄化センターの北側というふうなことで、現在現地はですね、南側が市道になっていると。西と北、東側はもう住宅地になっているというふうなことで、そこに従業員用の駐車場の建設というふうなことで申請でございますし、雨水等は南側の市道側に側溝がありますので、側溝に流すというふうなことでございますので、何ら問題はございません。許可相当でございます。

2番の案件はですね、場所は玉名高校の西側というふうなところに位置しているというふうなことです。東側と北側に市道が接道をしているというふうなことで、西側が公衆道路というふうなことで、南側に住宅地というふうなことでございますけど、個人住宅の平屋の建築に伴う申請というふうなことで、これも何ら問題ない、許可相当でございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。3番の案件について説明します。

申請地は立願寺のスーパー栄屋から北側に入ったところで、第3種農地です。隣接する北側に譲受人の自宅がありまして、現在の駐車場のスペースが不足しているための転用です。西・東・南側の三方は道路です。西側より出入りするところが若干低いため、ブロックをして砂を盛って道路と同じ高さにして使用するという事です。周囲は農地と隣接していないために被害をおよぼす恐れもないと認められ、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 5番、赤松です。4番の案件について御説明いたします。

申請には借家住まいの会社員で、個人住宅を建築したいとの思いでの申請です。

場所は糠峯団地の西側、5、60mぐらいのところで、住宅の点在する場所です。南側は休耕地、西側は水田ですけど、この水田の方とは相談済みだそうです。そして、東側は住宅で北側は市道が通っています。住宅は木造平屋建てで86.12㎡です。給水は公共上水道を利用し、生活雑排水は公共下水道へ接続し、雨水は地下浸透をするそうです。現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、どうぞ。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。5番の案件について説明します。

申請地はJ A大浜の東側にあります。申請地の隣は現在申請人である会社の駐車場があり、駐車場が手狭となったために、駐車場を拡張するために本件土地を取得するそうです。取得後は盛土をして周囲をブロックで囲み、土砂の流出、堆積、破壊に対応するそうです。生活排水は発生しません。雨水は自然浸透するそうです。

周りに迷惑がかかる農地もないために許可相当と思います。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。

この案件はですね、左側に市道と西側に農道が通っておりまして、その農道から入っていく、ちょっと手狭で狭いので、進入路も兼ねて今回は提案されております。それから個人住宅のですね、給水は玉名市の上下水道で市水が入っております。それから生活雑排水は浄化槽を設置しましてそれに流すそうです。それから雨水なんかもちょうど側溝が入っておりますので、それに流すということで、まず、何ら問題ないと思います。許可相当と思います。どうぞお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番をどうぞ。

○18番（取本一則君） 18番、取本です。

貸人と借人は親子関係でございまして、借人はブロードビーンズという会社を立ち上げて、現在農機具の中古車両の取引をやっておられます。自宅の隣には車両等を少しは置いてありますけど、最近その車両あたりが置く場所がないということで、この場所を母親の土地を借りてこの場所に修理車両及び作業場として使用するということでございました。転用は2筆で725㎡でございますが、これに道路に面して雑種地の38㎡がくっついております。全体で雑種地を入れますと763㎡でございます。

車両置場ということで、農業用のトラクターとかそういう機械あたりを置く、更地で置いとくということでございまして、雨水、排水は何も発生しないということ

でございます。隣接地とは南側が少し造成するのに低うございますので、南側の宅地等の高さでレベルを合わせて、少し削って同じ高さに合わせるということでございます。許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。8番の案件を説明します。

この案件も59号と関連しておりますが、申請人は会社員で153-3番地と9番地は宅地で、6、7、8番地は進入路です。位置指定道路に追加されて、個人住宅を建設予定です。あと東は住宅です。南は宅地です。西側は雑種地です。生活雑排水や雨水は公共下水道へ接続し、雨水等は自然浸透させたり、また溜め枡を設けて側溝へ流すそうです。工事期間中は周囲に迷惑をかけないように十分注意をして工事をするとのことです。何ら問題はなく許可相当と思いました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番、どうぞ。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。9番と10番の案件について説明いたします。

転用用地の面積は112㎡で第1種農地です。目的は個人住宅です。使用貸人と使用借人は親子関係です。給排水計画は市の上下水道を利用されます。雨水は敷地内南側にある用水路へ放流するとのことです。生活雑排水、雨水については、北側宅地を経由して公共下水道へ放流するとのことです。被害防除計画、東・西・南側に擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐとのことです。現地調査の結果、隣接する農地はなく、何ら問題はなく、許可相当と考えます。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番、どうぞ。（「あ、10番もまだあります」と呼ぶ者あり）すみません、10番、どうぞ。続けてお願いします。

○24番（徳井勝美君） 10番の案件について説明します。

転用面積は14㎡で第1種農地です。転用の目的は宅地拡張、建物の屋根の部分が出ているためということです。給排水計画は、申請部分については給水をする必要はありませんでした。雨水については敷地内に浸透させるということです。被害防除計画、隣接地とはブロックにより区別するとのことです。現地調査の結果、周辺への被害発生はないと考えます。よって、許可相当と考えますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

徳井委員、失礼しました。

それでは、続きまして、11番、どうぞ。

○34番（尾池秀實君） 34番、尾池です。11番を説明します。

現在の住宅は集落からですね、1kmぐらい離れたみかん園の中の一軒家で、子どもが通学するのに最近イノシシが多くてですね、集落内に変更したいという予定です。それで、今の土地はすぐ横に集落排水の下水道がきてますので、飲料水はボーリングで、雨水は浸透枡を採用して、周りは畑です。何も迷惑はかけないというところで、何も問題はないと思われまます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま1番から11番まで、担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第61号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第61号については、許可することに決定いたします。

次に、議第62号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（福田高広君） 議第62号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成28年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画案のとおり、市長より意見を求められております。今回は13ページから15ページまでの集積でございます。

所有権移転が5件の14,030㎡、利用権設定が15件の52,114㎡で、合計20件、66,144㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものと考え、御提案申し上げております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま、議第62号について事務局の説明が終わりました。

何か御質問などございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第62号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第62号については、原案どおり決定することになりました。

-----○-----

5. 報告

○議長(永田知博君) 次に、報告第22号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(福田高広君) 報告第22、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成28年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

16ページから18ページまでの11件、合計29,255㎡の解約通知を受理しております。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より報告がありました。

質問などございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 質問もないようでございますので、本日本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. その他

○議長(永田知博君) その他に移ります。

それでは、事務局よりお願いします。

○次長(二階堂正一郎君) すみません、事務連絡です。お知らせのほうを配っております。農業者年金受給の予定者の説明会の開催についてというお知らせです。

9月13日の火曜日の1時半からこの場所で、玉名郡市合同での支給予定者の方の説明会を行います。もしお時間があれば農業委員さんのほうのご出席のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長(永田知博君) どうぞ9月13日火曜日、午後1時半からでございますので、どうぞよろしく御出席お願ひしたいと思ひます。

それから、その他の件で先ほど冒頭申し上げましたけれども、中間管理機構の説

明会を準備が出来次第お願いしたいと思います。まだちょっとこっちに見えてない
ようでございますので、しばらく休憩を挟みます。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） 審議のほうはどうもお疲れさまでした。

ありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後2時45分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成28年9月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 永田 眞一

農 業 委 員 出口 京子